

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀市兵庫町大字西洲1-6 7 7 番地 6  
 氏 名 株式会社丸信開発工業  
 代表取締役 宮地 三枝子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 5 年 4 月 16 日

許可の有効年月日 令和 10 年 4 月 15 日

1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにする事。)

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等 (以上3品目については、自動車等破砕物を含む。)、燃え殻、汚泥 (無機性汚泥に限る。)、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、がれき類、動物のふん尿 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。)(汚泥 (無機性汚泥に限る。)、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(燃え殻、汚泥 (無機性汚泥に限る。))については、水銀含有ばいじん等を含む。) 以上13品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年	4月16日	更新許可
平成25年	4月16日	更新許可
平成30年	3月14日	変更届出にまり返取品目 (水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等) の明記
平成30年	4月16日	更新許可
令和 5年	4月16日	更新許可

以下余白

5. 積替え許可の有無

有 ・  無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

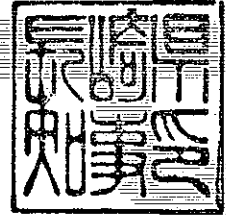
### 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 佐賀県佐賀市兵庫町大字西瀬1677番地6

氏名 株式会社丸信開発工業 代表取締役 宮地 三枝子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 大石 賢吾



許可の年月日 令和5年 4月 3日

許可の有効年月日 令和10年 4月 2日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん、13号廃棄物

（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上16種類（積替え・保管行為を含まない。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う

産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年 4月 3日 新規許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 佐賀県佐賀市兵庫町大字西瀬1677番地6

氏名 株式会社丸信開発工業

代表取締役 宮地 三枝子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 佐藤 樹一郎



許可の年月日 令和5年5月30日

許可の有効年月日 令和10年5月29日

## 1. 事業の範囲

## 事業の区分

収集運搬 積替え又は保管行為を含まない 以下余白

## 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（有機汚泥、無機汚泥を含む）、廃油、廃プラスチック類（自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含む）、ガラスくず等（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含む）、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、ばいじん、13号廃棄物

（以上16種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。含む：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

積替え又は保管行為を含まない。

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年5月30日	産業廃棄物収集運搬業許可
平成30年11月6日	変更届（運搬施設）
令和3年12月13日	変更届（運搬施設）
令和3年12月24日	変更届（運搬施設）
令和4年2月1日	変更届（運搬施設）
令和4年2月3日	変更届（株主、使用人）
令和4年3月25日	変更届（運搬施設）
令和4年12月9日	変更届（運搬施設）
令和5年2月21日	変更届（運搬施設）
令和5年5月30日	産業廃棄物収集運搬業更新許可

5. 積替え許可の有無  
市名有・無 許可番号6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無  
有